

53. 自立支援局における心理療法士の業務について～心理面接業務を中心に～

自立支援局 総合相談支援部 総合支援課

石井光樹、森公士朗、加覧理子

自立支援局 第二自立訓練部 肢体機能訓練課

和田愛祐美

【はじめに】

令和5年4月1日から自立支援局(所沢)の全利用者へ心理的な支援を行うことを目的として、心理療法士という役職が新たに設けられ、公認心理師1名が配属となった。令和5年度は心理療法士の業務を新たに開拓・整理することを目的に活動を行ったので、その内容を報告する。

【心理療法士の基本理念と基本方針】

「基本理念」としては、「障害の種別や程度にかかわらず、自らを人生の主体者として受入れ、考え、行動し、自立及び自律が獲得できるように利用者を心理学的な側面から支援すること」とした。「基本方針」としては「利用者が自立支援局のサービスを円滑に受けられるように心理学的な側面から支援すること」とした。

【心理療法士の業務について】

他職種と連携し、心理療法士の視点で情報提供や助言を行った。障害の種別を問わずに横断的な心理的支援をすることが基本的な業務になる。初年度に関しては、高次脳機能障害者又は発達障害者への支援を中心に対応していくこととした。高次脳機能障害者を対象とする自立訓練(生活訓練)における活動としては一週間に一度の頻度で訓練及びカンファレンスに参加し、心理療法士の視点から情報提供や助言を行った。支援の質の向上を目的に同訓練課の職員12名に対して高次脳機能障害や支援に関する勉強会を合計6回実施した。職員へのアンケート結果では、高次脳機能障害者の障害特性や行動などについて理解が促され、支援する際の気づきが増え視野も広がり、利用者支援にいかせるとの意見が出された。また、発達障害者を対象とする就労移行支援業務に関して訓練及びカンファレンスに参加した上で心理業務の整理を進めている。

【スクリーニング評価及び心理面接業務について】

令和5年度ではスクリーニング評価の整備と心理面接業務の計画立案を行った。スクリーニング評価については、利用者の心理的なリスクについて早期発見できるように既存の評価の見直しと整理を行った。心理面接については自立支援局のサービスを受けている全利用者を対象に、生活や訓練を続ける上での困難が生じた場合における情報収集や問題解決、受診勧奨を目的に一回50分以内合計5回程度以内での設定で運用することとした。心理面接業務の開始に先立ち、目的や意義、利用方法に関する職員向け説明会を開催し、協力を依頼する予定である。

【今後について】

自立支援局内における心理療法士へのニーズを確認するとともに、利用者の心の健康に資するような業務を計画立案し実行していきたい。